

資料番号：6について

自宅と指摘された写真について

発起人の氏名及住所は商法第166条（定款の絶対的記載事項）に定められた法的義務である。

また登記簿記載事項は国民の知る権利によって保護された公知情報であり、個人情報ではない。

よってプライバシー侵害は成り立たない。

道路占有許可証の写真について

写真撮影時、すでに当該不動産は他者の所有に帰しており、プライバシー侵害を主張する権利は野上氏にはない。

そもそも当該不動産の所在場所は、野上氏自らネットで公開したものである。

会社と指摘された写真について

会社は私人ではない。従ってプライバシー侵害主張の根拠となり得ない。

記事番号：4277

指摘された部分：> 「大日本愛国政義塾」 <

タイトル：うちで作成したある女優のHP

記事 No：4277 [関連記事]

投稿日：2006/01/12(Thu) 00:35:14

投稿者：人喰いパンダ

- > うちでは芸能関係の広告のHPや芸能人のHPをよく作成してます。
- > うちで作成したある女優のHPに
- > 「大日本愛国政義塾」
- > とトップページに入れダミーを作り自分の掲示板に貼り付けた馬鹿をしでかしたので
- > す。

> うちでは芸能関係の広告のHPや芸能人のHPをよく作成してます。

ほう、隊員さんの話によると、塾はHPも作ってくれるんだね！

> うちで作成したある女優のHPに

ってことは『「大日本愛国政義塾」で作成したある女優のHPに』ってことになるよね。

> 「大日本愛国政義塾」

> とトップページに入れダミーを作り自分の掲示板に貼り付けた馬鹿をしでかしたのです。

だったら、別に問題ないよね。

むしろ、どこが作成したのかわかるほうが親切なHP作りだね。

でもさあ、総務省の収支決算報告に収入として記載されていないんだけど？

つーことは、無償？ ボランティアすか？

そもそも『ある女優』ってだれよ？

反論：

大日本愛国政義塾掲示板上の発言であることから、「うち」とは「大日本愛国政義塾」を指すと取れる。

ならば、「大日本愛国政義塾」が作成したホームページ（のミラーサイト）のトップページに「大日本愛国政義塾」と記入したことが「大日本愛国政義塾」にとってなんの不都合があるのか「大日本愛国政義塾」は説明する義務があると思われる。

むしろ、総務省の政治結社の収支決算報告にホームページ作成により生ずべき収入が記載されていないことが不可解である。